

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和59年11月は34万円、同年12月は32万円、60年1月から同年6月までは34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月1日から60年10月1日まで  
勤務していたA社から受け取った賃金明細書を見ると、申立期間において記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された賃金明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額により、昭和59年11月は34万円、同年12月は32万円、60年1月から同年6月までは34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が、賃金明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月から58年3月まで

私の両親が昭和55年2月頃にA市で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたが、国民年金の記録では未納とされている。

両親が既に亡くなっているため詳細は不明だが、申立期間の保険料は市役所の窓口で納付していたと父親から聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和58年7月にA市で払い出されたと推認でき、この加入手続きにおいて申立人は20歳到達時点まで遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、申立期間のうち55年2月から56年3月までの保険料は、既に加入手続き時点で国民年金保険料の納付に係る2年の時効により納付できない。

また、申立期間のうち昭和56年4月から58年3月までの保険料は、加入手続き時点で過年度保険料に該当し、市役所の窓口では納付できないことから、申立人の、「両親が市役所の窓口で納付していた。」とする供述と相違している。

さらに、申立人は、「昭和53年4月から56年3月まではB市に住民票があった。」と供述しており、A市への転入日が56年5月1日であることが住民票により確認できることから、申立人の両親が55年2月頃にA市において申立人の国民年金の加入手続きを行うことはできない上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする両親は既に亡くなっているため聴取することができず、申立人は加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当時の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。